



～旅客船におけるバリアフリー化の課題～

復建調査設計（株）総合計画部
交通まちづくり課 福島 浩人

1. 調査の背景

障害者等の旅客船の利用においては、様々な課題がある

課題発生背景：

- 「旅客船バリアフリーガイドライン」（以降、「ガイドライン」）の記載内容が十分ではない。
- 「ガイドライン」は、バリアフリー化する際の最低基準（ミニマムリクワイアメント）であるにもかかわらず、設計者や旅客船事業者等が最低基準を満たすことを優先し、設計・施工されている。

調査の目的：

旅客フェリーのバリアフリー化の整備に関する実態を把握し、「ガイドライン」改定の方方向性等を整理

調査方法：

- ① 旅客フェリーの実態調査（3隻で実施）
- ② 旅客フェリーに乗船経験がある障害当事者との意見交換会

1

1. 調査の背景(ガイドライン)

▼「ガイドライン」とは？

「旅客船バリアフリー～設計マニュアル」三訂版
すべての人に快適な船旅を
旅客船バリアフリーガイドライン

出典：国土交通省海務局、
<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/content/001516589.pdf>

乗客に関する基準	
1. 乗降用設備/舷門（バリアフリー基準第 47 条関係）	
◆基本的な考え方	乗客等、障害者等が、旅客船ターミナル等から旅客船内へのアプローチをスムーズに行うことができるよう、連続性のある移動動線の確保につとめる必要がある。舷門にキャスターがついているものなどがあり、乗船と船舶それぞれの接合部分で段差が生じることから、車椅子使用者を含め乗客等、障害者等が円滑に利用できるような段差部分を解消し、スムーズに移動できるように配慮することが必要である。
◆基準	2. 乗降用設備 船舶に乗降するためのタラップその他の設備を備える場合は、そのうち 1 以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 (1) 車椅子使用者が持ち上げられることなく乗降できる構造のものであること。 (2) 幅は、80cm 以上であること。 (3) 手すり/段差が設けられていること。 (4) 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
◆基準・推奨の仕様	【構造】 ○ (1)「持ち上げられることなく乗降できる構造」とは、車椅子の駆動軸が浮くことなく乗降できる構造をいい、スロープの昇りによる段差は 2cm 以下とする。 ○ 段差：勾配を設ける場合には、その接続する通路との色の明度、色相又は形状の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。 ○ スロープ版が長く、また、傾斜角が鋭い（概ね 10 度を超える）場合には、車椅子の脱輪を防止するよう左右に立ち上り勾配を設ける。 【幅】 ○ 90 cm 以上とする。（車椅子使用者が利用しやすい寸法） 【手すり】（P74 参照） ○ 手すりは舷門に設置し、高さ 90～95 cm 程度とする。 ○ 乗客等や車椅子使用者以外の身体不自由者の利用を勘案して、可能な限り連続して設置する。 ○ 舷門は壁面側に壁き込むなど突起しない構造とする。 【床面仕上げ】 ○ (4)の「滑りにくい仕上げ」とは、表面に加工が施された滑りにくい材料を用いたものである。床の状態によって効果が低下することのないものをいう。 ○ 車椅子のキャスター等が滑りやすい構造のものとし、また歩行困難者にとっても危険とならないような構造を考慮する。 【勾配】 ○ 1/12 以下とする。 【照明設備】 ○ 高齢者やロービジョン者の移動等円滑化に配慮し、充分な明るさを確保するよう、採光や照明に配慮する。照明については、眩惑な明るさや眩しさが生じないように配慮する。なお、JISF 8041（船舶の照度基準及び照度測定方法）に示された照度を参考とする。 【屋根・ひし】 ○ 身体不自由者は傘を差すことが難しいため、連絡橋や浮き橋上、乗降口までの通路、乗降用設備等には大きなひし等を用いて段差を解消する。

基本的な考え方

バリアフリー基準
(移動円滑化基準)

設備等で求められる仕様

2

1. 調査の背景(ガイドライン)

▼ガイドラインの更新状況比較

年度	旅客船	旅客施設編	備考
昭和58年度	—	公共交通ターミナルにおける身体障害者用施設整備ガイドライン	—
平成6年度	—	公共交通ターミナルにおける高齢者・障害者等のための施設整備ガイドライン	ハートビル法制定（平成6年）
平成12年度	「旅客船バリアフリー～設計マニュアル」（平成12年12月）	—	—
平成13年度	—	公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン	交通バリアフリー法制定（平成12年）
平成14年度	—	公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン（追補版）	—
平成19年度	旅客船バリアフリーガイドライン 「旅客船バリアフリー～設計マニュアル」改訂版	公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン（バリアフリー整備ガイドライン旅客施設編）	バリアフリー法、公共交通移動等円滑化基準制定（平成18年）
平成25年度	—	バリアフリー整備ガイドライン（旅客施設編）	—
平成30年度	—	公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン（バリアフリー整備ガイドライン旅客施設編）（平成31年4月版）	公共交通移動等円滑化基準改正（平成30年3月、9月、31年3月）
平成31・令和元年度	—	公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン（バリアフリー整備ガイドライン旅客施設編）（令和元年10月版） 公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン（バリアフリー整備ガイドライン旅客施設編）（令和2年3月版）	改正バリアフリー法の完全施行（平成31年4月1日） 公共交通移動等円滑化基準改正（令和元年6月）
令和2年度	—	公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン（バリアフリー整備ガイドライン旅客施設編）（令和3年3月版）	公共交通移動等円滑化基準改正（令和2年10月） 公共交通移動等円滑化基準改正（令和3年1月） 改正バリアフリー法の完全施行（令和3年4月1日）
令和3年度	旅客船バリアフリーガイドライン 「旅客船バリアフリー～設計マニュアル」三訂版	公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン（バリアフリー整備ガイドライン旅客施設編）（令和4年3月版）	公共交通移動等円滑化基準改正（令和4年3月）
令和5年度	—	公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン（バリアフリー整備ガイドライン旅客施設編）（令和6年3月版）	—

3回

13回

出典：国土交通省HP
「公共交通機関の旅客施設・車両等・役務の提供に関する移動等円滑化整備ガイドライン」
https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/spei_barrierfree_mn_000001.html 等を参考に作成

3

1. 調査の背景(旅客フェリー)

▼旅客フェリーとは？

パブリックスペース

フロント、レストラン、売店、大浴場、シアター、展望ルーム、ラウンジ、キッズルーム
ゲームコーナー、展望デッキ.....

プライベートスペース

スイートルーム、特等船室
一等船室、寝台、和室 等

船内&安全設備

乗用車やトラックなどの車両を収容する車両甲板、フェリーの運航に必要なブリッジ、機関室
安全運航に欠かせない安全装備

出典：（一社）日本長距離フェリー協会HP、“フェリーの魅力紹介” <http://www.jlc-ferry.jp/ferry-guide.html> より

4

1. 調査の背景(旅客フェリー)

▼国内を就航する旅客フェリーの進水年（令和3年4月時点）

<進水（竣工）年>

■ 1992年以前 ■ 1993年-1997年 ■ 1998年-2002年 ■ 2003年-2007年 ■ 2008年-2012年 ■ 2013年-2017年 ■ 2018年-2022年 ■ 2023年 ■ 不明

<船齢目安>

20年以上 10～19年 10年未満

0% 20% 40% 60% 80% 100%

船齢	1992年以前	1993年-1997年	1998年-2002年	2003年-2007年	2008年-2012年	2013年-2017年	2018年-2022年	2023年	不明	合計
20t未満	5.9%	35.3%	17.6%	17.6%	23.5%					17隻
20t-200t	20.0%	15.0%	11.7%	15.0%	10.0%	15.0%	11.7%	1.7%		60隻
200t-500t	12.2%	28.6%	6.1%	18.4%	6.1%	12.2%	16.3%			49隻
500t-1,000t	18.0%	16.0%	12.0%	10.0%	6.0%	16.0%	22.0%			50隻
1,000t-5,000t	13.2%	13.2%	11.8%	13.2%	14.7%	14.7%	16.2%	1.5%		68隻
5,000t-10,000t	4.8%	9.5%	14.3%	19.0%	33.3%	19.0%				21隻
10,000t以上	4.5%	9.1%	15.9%	9.1%	31.8%	25.0%	4.5%			44隻

出典：旅客船路事業現況表（令和3年4月1日時点）国土交通省、をベースに書籍等を調査し作成

実態調査：航行時間が長く、宿泊を伴うような客室を備えている → 5,000 t 以上
近年の「ガイドライン」を参照し建造 → 建造後5 年以内の船舶

5

2. 実態調査の概要

▼実態調査にご協力いただいた3隻

航行時間	8時間	航行時間	4時間45分	航行時間	13時間30分
総トン数	14,759 (t)	総トン数	5,200 (t)	総トン数	14,006 (t)
旅客定員	519 (人)	旅客定員	620 (人)	旅客定員	576 (人)
進水年月	H30.8	竣工年月	R4.9	竣工年月	R4.4

出典：各交通事業者HP

～バリアフリーに配慮されて建造されています～

6

2. 実態調査の概要

▼調査に用いたチェックリストの例

バリアフリー客席（寝台）

<引き戸（手動）>

⇒□車椅子で利用できるか（ストッパー・一時停止装置、閉まり際に減速する等）。

⇒□扉が重くないか。

⇒□取っ手は握りやすい形状（棒状のもの等）

⇒□取っ手は認識しやすいか（背景の戸や壁とコントラストなどで差異があるか）。

<施錠および開錠が手動（客室）>

⇒□施錠・開錠の操作が容易にできるか（細かい鍵を抜き差しする必要がない構造か）。

⇒□鍵の位置は利用しやすいか（高さ）。

<カードキーの場合>該当なし

⇒□視覚障害者のための開錠・施錠が音等でわかる等の工夫があるか。

<室内>

□手すりの設置

□床は滑りにくい仕上げ

⇒□車椅子の操作負担が大きくないか（毛足の長い絨毯は避ける等）。

□床の色は適切か（単一色、物を落とした際に見つけやすい色など）。

□高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のもの

⇒□転回スペースがあるか、障害物がないか（150cm 円）。

⇒□室内に段がないか。

<備品や設備>

⇒□車椅子使用者の手の届く範囲に、部品や設備機器があるか。

⇒□スイッチ類は、大型で操作が容易（ボタン形式）か。

⇒□緊急通報ボタンがあるか。

▼調査の様子

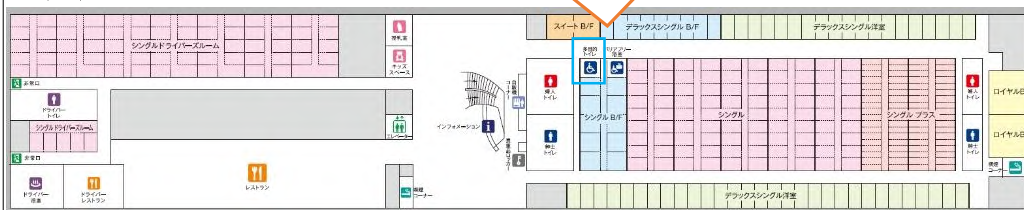
7

2. 旅客フェリーの実態調査

【バリアフリースイート（独立型）】

客室は2フロアあるが
船内に1箇所のみ

<2F>



<3F>



出典：旅客船事業者HP

問題点：トイレ利用のために毎回フロア移動が必要

8

2. 旅客フェリーの実態調査

【バリアフリースイート（独立型）】



問題点：1箇所しか無いなら、機能分散（ベビーシートは別に設置等） 9

2. 旅客フェリーの実態調査

【トイレ】

トイレ内の経路に手すりが無い



便房内には手すりがあるが・・・



問題点：多目的トイレへの集中を避けるため、普通のトイレも利用できる層を広げる（連続した手すりを設置する等）

10

2. 旅客フェリーの実態調査

【バリアフリースイート（独立型）】

便座の動線上に
おむつ台



軽い力で持ち上げることができるが・・・

出入口の動線上に
ハンドドライヤー



扉の幅は十分 確保できているが・・・

問題点：車椅子の動線を考慮した配置

11

2. 旅客フェリーの実態調査

【バリアフリーストレ（独立型）】

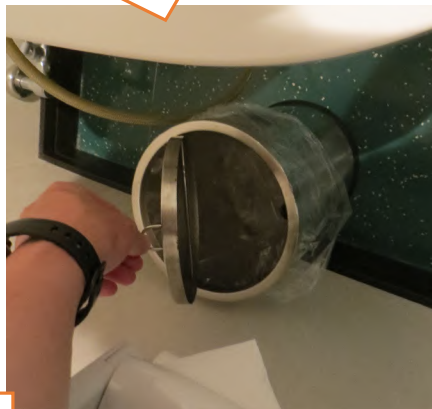
鍵のサムターンが小さい

つまむ動作が必要



○レバー式が操作しやすい

問題点： 上肢に障害がある方など、より多くの方が使いやすい形状へ



2. 旅客フェリーの実態調査

【バリアフリースイレ（独立型）】

介助者と利用者を仕切る配慮（カーテンや仕切り）がない



問題点：利用者の視点に立った配慮

2. 旅客フェリーの実態調査

▼【バリアフリートイレ（独立型）】のガイドライン記載内容

[illegible]

青色文字（推奨の仕様）の記載が多く、
その都度、個別の判断が必要

出典：旅客船バリアフリーガイドライン
(令和3年),国土交通省

2. 旅客フェリーの実態調査

【車椅子スペース】

通路上（出入口そば）に設置



＜参考＞路線バスの車椅子スペース



出典：国土交通省資料より

問題点：空間に限られる&乗車時間の短い路線バスと同レベル

2. 旅客フェリーの実態調査

▼【車椅子スペース】のガイドライン記載内容

設置数や仕様の記載はあるが、
車椅子スペースの『**設置意義**』は
記載されていない

IV 客席等配置の基準	
1. 車椅子スペース(バリアフリー基準第 50 条関係)	
◆基本的な考え方	車椅子(本基準における「車椅子」とは、日本工業規格「手動車椅子(JIS T9201:2006)」をいう。)から降りて椅子席などに着席することが不都合な場合を想定し、車椅子のまま船内にとどまることができるスペースを確保する。
◆基準	
6.車椅子スペース	旅客定員 100 人ごとに 1 以上の割合で、次に掲げる基準に適合する車椅子スペースを車椅子使用者が円滑に利用できる場所に設けなければならない。ただし、航行予定時間が 8 時間以上であり、かつ、客席として座席又は寝台のみが設けられている船舶については、この限りでない。
	(1)車椅子使用者が円滑に利用するために十分な広さが確保されていること。 (2)車椅子使用者が円滑に利用できる位置に手すりが設けられていること。 (3)床の表面は、滑りにくい仕上がりとなされたものであること。 (4)車椅子使用者が利用する際に支障となる段がないこと。 (5)車椅子を固定することができる設備が設けられていること。 (6)車椅子スペースである旨が表示されていること。

出典：旅客船バリアフリーガイドライン（令和 3 年）,国土交通省

16

2. 旅客フェリーの実態調査

【車椅子スペース】



車椅子のままゆっくりできる場所は
食堂ぐらい



問題点：車椅子でも滞留できる場所が、船内に分散して設置されていない 17

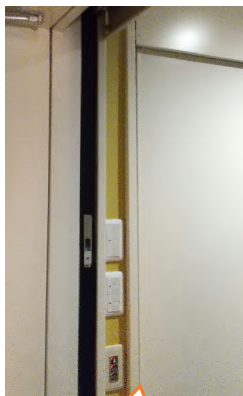
2. 旅客フェリーの実態調査

【バリアフリー客室（寝台）】

ハンガーに...

電源ボタンに...

換気口に...



車椅子利用者は手が届かない

18

2. 旅客フェリーの実態調査

【バリアフリー客室（寝台）】

室内の中心にあるテーブルが...



固定されていて、
車椅子での転回に支障



問題点：利用者を想定した配慮が必要

19

2. 旅客フェリーの実態調査

【経路上】

段差をなくす配慮がされているが...



※遊歩甲板

手すりや脱輪防止の策が無い

段差をなくす配慮がされているが...



※車両甲板～エレベーター

車椅子で直角に曲がるには幅が狭い



問題点：配慮はされているが、十分ではない

20

2. 旅客フェリーの実態調査

【その他・運用面】

バリアフリー経路のはずが...



手すりが使えない

バリアフリー浴室だが...



シャンプーやリンスに手が届くか

問題点：運用面でも、配慮が必要

21

2. 旅客フェリーの実態調査

【その他・運用面】

緊急通報ボタンのはずが...



ボタンにカバーが設置

エレベーターののりば操作版の前で...



点字ブロックがカーペットで隠れている

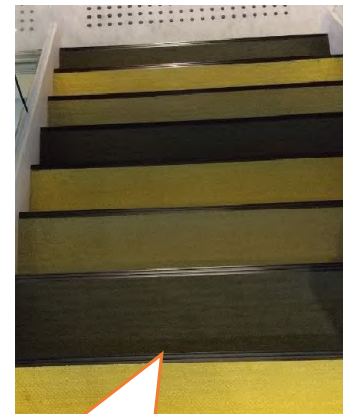
問題点：運用面でも、配慮が必要

22

2. 旅客フェリーの実態調査

【その他】

▼階段



踏面と境目の色が似ており、段差に気づきにくい

▼客室



カラフルな床面が落としたものを見つけにくい

問題点：視覚障害者の利用も想定した船内の配色

23

2. 旅客フェリーの実態調査

ガイドラインに触れられていない施設 【授乳室】

おむつ台の下に足が入らない



【授乳室】



常設の椅子が設置され
車椅子に乗車したまま利用が困難

24

2. 旅客フェリーの実態調査

ガイドラインに触れられていない施設 【大浴場】

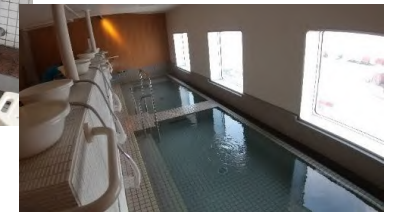
▼脱衣室



▼シャワーブース



▼浴場



手すりがほとんど無い

25

2. 旅客フェリーの実態調査

ガイドラインに触れられていない施設 【その他】

▼喫煙室入口



▼遊歩甲板入口



狭く・重い扉と段差

26

2. 旅客フェリーの実態調査

ガイドラインに触れられていない施設 【その他】

▼一般客室



▼大浴場入口

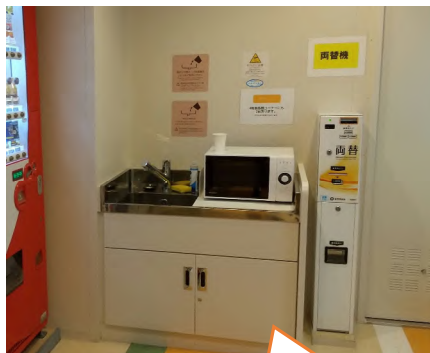


狭く・重い扉と段差

27

2. 旅客フェリーの実態調査

【その他】ガイドラインに触れていない施設



電子レンジの下に脚を入れるスペースが無く、車椅子使用者は利用がしづらい



商品ボタンに手が届かない、乗務員に手伝ってもらうための仕組みがない

問題点：ガイドラインで触れていないと、配慮が大幅に低下
少しの工夫で利用できる方は増えるはず

28

3. 旅客フェリーに乗船経験がある障害当事者との意見交換会

▼意見交換会の様子



▼乗船時に感じた課題（一部抜粋）

- ・施設・設備内の備品等が、**障害者等が実際に利用するシーンを想定した配置となっておらず**、施設・設備もしくは備品が利用しづらい。
- ・船内のパブリックスペースなのに、**車椅子使用者のスペースがない**。

29

4. 「ガイドライン」での記載状況と課題

▼今回の調査で把握した課題を「ガイドライン」での記載状況で整理

「ガイドライン」での記載状況	課題件数	課題の例
整備項目として取り上げられている施設	—	—
分類1 ：記載内容は理解できるが、 法的拘束力のない推奨の仕様 として、より進んだバリアフリーを目指した整備内容として紹介	12件	手すりが連続していない （「ガイドライン」では推奨の仕様に「可能な限り連続して設置する。」と記載）
分類2 ： 記載内容が不十分 で「ガイドライン」に記載してある目的や意図の理解が難しい	29件	車椅子スペースが船内の空きスペースに設置されている （「ガイドライン」では車椅子スペースの必要数のみ記載）
分類3 ：施設内で、設備等の 課題が発生している箇所についての記載がない	38件	バリアフリースイールにおむつ交換シートが設置されているが、動線の妨げとなっている。 （「ガイドライン」では設置における推奨の仕様のみを記載。留意点がない。）
分類4 ：整備項目として取り上げられておらず、 当該施設に関する記載がない	62件	授乳室、喫煙室等がバリアフリー化されていない
合計	141件	—

30

5. 調査のまとめ

- ①「ガイドライン」に記載されていない施設・設備は、バリアフリーに関する配慮がほばされていない実態とともに、**設計時に少しでも配慮されていれば、利用の可能性が拡大する点が多々**ある。

→ガイドライン改定では、基準としての法的拘束力を付与するかには関わらず、現在、**対象となっていない施設・設備も取り上げて掲載**するのが望ましい。

- ②背景のひとつには、旅客フェリーの設計者及び旅客船事業者等が、障害者等への**基本的な知識（移動の際に生じる困りごと、必要となる基本的設備や人的対応等）が十分に習得できていない**ことがあると推察できる。

→基本的な知識習得に向けて、研修する機会、施設整備後の検証を障害当事者とともに実施する機会、**設計の段階で障害当事者との意見交換を実施する機会等の創出**が望まれる。

- ③一般客席や授乳室、喫煙所等の扉は、**法令に従い防火扉を採用しているが、重い、幅が狭い、段差がある、開き戸である等の多くのバリアフリー化に関わる問題が共通して発生**している。

→誰もが利用しやすい施設としていくためには、**防火規格を維持したまま、バリアフリー化した入口扉の技術開発等も必要**である。

31

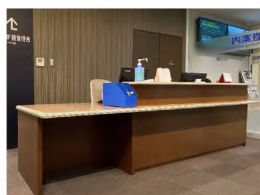
参考：建築設計標準

高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した
建築設計標準

令和3（2021）年3月
国土交通省



クローゼット
クローゼットには、高さの二段階調節（170cm、120cm）が可能なハンガーが設けられている。クローゼットの中には、速やかな対応を図るため、貸し出し備品を保管する収納庫（スタッフ用）が設けられている。



車椅子使用者が利用できる待合・受付
受付カウンターの下部には車椅子使用者の膝が入るスペースが確保されている。検査待合スペースには車椅子使用者が利用できる空間が設けられている。



→客室スペース等は、建築設計標準等を参考にして取り込む

32

参考：調査結果の閲覧

海上交通バリアフリー施設整備助成制度

Supported by 日本経済団体連合会 THE NIPPON KEIYU FOUNDATION

制度概要 助成・申請方法 バリアフリー設備のご紹介 これまでの助成・調査実績等

これまでの助成実績

旅客船をみる

旅客船ターミナルをみる

これまでの調査実績

2018年5月のバリアフリー法改正により、2019年4月以降に建設船等の導入時に付するバリアフリー化基準が厳格化されました。そのため、現状の建設船等の不定期旅客船におけるバリアフリー化の課題について各種調査を実施し、その調査結果を取りまとめました。

2019年度「建設船等の不定期旅客船におけるバリアフリー化調査」報告書

2020年度「建設船等の不定期旅客船におけるバリアフリー化調査」報告書

近年に建造された旅客フェリーのバリアフリー化の実施調査と旅客フェリーに乗船経験のある障害当事者との意見交換を実施し、「旅客船バリアフリーガイドライン」における課題並びに改訂の必要箇所について整理しました。

NEW 2023年度「旅客フェリーにおけるバリアフリー設備の適正化に関する調査」報告書

これまでの取組

バリアフリー船がつなぐ旅



調査結果はエコモ財団HPで
公表中！

<https://www.ecomo.or.jp/barrierfree/barifuri-ship/result.html>

33